

# 療育手帳交付判定についてのご案内

島根県出雲児童相談所  
出雲市小山町 70  
電話 0853-21-0007

療育手帳を新たに取得しようとする方、または既に取得しているが再判定の時期となった方（18歳未満の方）は、出雲児童相談所で障がい程度の判定を受けることが必要です。お住まいの各市町役場で療育手帳交付申請を終えられましたら、当所へ判定の予約をして下さい。令和5年度の判定は下記の日程で実施しています。

判定は予約制で行います。必ず事前に電話で予約（TEL **0853-21-0007**）して下さい。

令和5年度判定日			
4月	6(木)・12(水)・21(金)・27(木)	10月	4(水)・12(木)・20(金)・25(水)
5月	11(木)・17(水)・26(金)	11月	1(水)・9(木)・17(金)・22(水)・30(木)
6月	1(木)・9(金)・14(水)・22(木)・30(金)	12月	7(木)・13(水)・22(金)・27(水)
7月	6(木)・13(木)・21(金)・26(水)	1月	5(金)・11(木)・17(水)・26(金)
8月	4(金)・10(木)・18(金)・23(水)・31(木)	2月	1(木)・8(木)・16(金)・22(木)・28(水)
9月	8(金)・13(水)・22(金)・27(水)	3月	7(木)・13(水)・22(金)・25(月)

時間は ①9:00～ ②10:30～ ③13:00～ ④14:30～ ⑤16:00～

所要時間は、1時間から1時間30分程度です。

なお、判定に際しては、療育手帳を取得されるご本人と保護者の方（または、普段の生活状況をご存知の方）でお越し下さい。

